農業用資材などの購入費の一部を補助します

農業用資材などの高騰の影響を受けている農業者や農業法人を対象に、農業用資材などの購入費の一部を補助します。

■**対象者**

▽令和4年4月1日時点で、町内に住所を有する農業者または町内に所在地を有する農業法人
▽令和3年分または直近の事業年度で、農業収入として農畜産物販売金額が100万円以上の者で期限内申告した者
▽申請時点において農業を営んでおり、令和5年度以降も継続する意思を有している者
▽町税を滞納していない者　など

■**補助金額**

令和4年4月1日から12月31日までの期間内において、農業用資材などの購入費に対し、2分の1の額（上限10万円）

■**対象となる農業用資材**

段ボール箱、出荷用ネット、花き用鉢、包装フィルム、米殻用紙袋などの農産物の出荷または販売する際に使用する梱包用消耗資材、ビニールフィルム、寒冷紗（かんれいしゃ）および防虫ネットなどの被覆資材、農業用マルチシート、農薬および家畜伝染病防疫のための消毒用石灰　など

■**注意事項**

▽補助金の交付は、対象者につき1回のみです。
▽肥料や配合飼料、粗飼料、園芸用施設の加温設備の運転に要する重油および灯油などは対象となりません。

■**申し込み方法**　必要書類を産業観光課農政係（役場2階18番窓口）まで提出してください。
※　必要書類などの詳細は町ホームページを確認してください。

■**申込期限**　令和5年1月31日（火）（予算がなくなり次第終了）

■**申し込み・問い合わせ先**　産業観光課農政係　☎（48）1111（内1222・1223）

▲町ホームページ

配合飼料などの購入費の一部を補助します

配合飼料などの高騰の影響を受けている畜産農業を営む農業者や農業法人を対象に、配合飼料などの購入費の一部を補助します。

■**対象者**

▽令和4年4月1日時点で、町内に住所を有する農業者または町内に所在地を有する農業法人
▽申請時点において、乳用または肉用牛もしくは採卵鶏を飼育する畜産農業を営んでおり、令和5年度以降も継続する意思を有している者
▽町税を滞納していない者　など

■**補助金額**

令和4年4月1日から12月31日までの期間内において、配合飼料などの掛かり増し経費に対し、10分の1の額（上限50万円）

■**対象となる配合飼料**

▽家畜に給与される配合飼料
▽配合飼料の主な原料となるトウモロコシ・マイロ・大麦・小麦など
▽乾牧草や稲わら類などの粗飼料

■**注意事項**　補助金の交付は、対象者につき1回のみです。

■**申し込み方法**　必要書類を産業観光課農政係（役場2階18番窓口）まで提出してください。
※　必要書類などの詳細は町ホームページを確認してください。

■**申請期限**　令和5年1月31日（火）（予算がなくなり次第終了）

■**申し込み・問い合わせ先**　産業観光課農政係　☎（48）1111（内1222・1223）

▲町ホームページ